

基準該当障害福祉サービスおよび基準該当通所支援 運営規程

小規模多機能ホームおらとこ東 運営規程

(事業の目的)

第1条 「特定非営利活動法人おらとこ」が設置する「小規模多機能ホームおらとこ東」(以下「事業所」という。)において実施する基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援(以下「基準該当障害福祉サービス等」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進、生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて利用計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供する。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 前2項のほか、関係法令、各市町村で定める内容等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能ホームおらとこ東
- (2) 所在地 富山県富山市上滝424-2

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤)
 - ・従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1人(兼務)
 - ・基準該当障害福祉サービス等計画の作成に関する業務を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 看護職員 1人(常勤)
- (4) 生活支援員 1名(常勤)

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、お盆の3日間、年末年始4日間を除く。

(2) 営業時間

① 通いサービス(基本時間) 午前8時～午後5時

② 宿泊サービス(基本時間) 午後5時～午前8時

③ 訪問サービス(基本時間) 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを提供する。

(4) サービス提供時間 午前8時から午後5時までとする。(基本)

(利用定員)

第6条 当事業所における登録定員は25人とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は15人とする。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は5人とする。

(基準該当障害福祉サービス等の内容)

第7条 事業所で行う基準該当障害福祉サービス等の内容は、次のとおりとする。

(1) 基準該当障害福祉サービス計画の作成

(2) 日常生活上の必要な見守り

(3) 体調の変化などの観察

(4) レクリエーション行事

(5) 相談及び助言等

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 基準該当障害福祉サービス等を提供した際は、利用者から当該基準該当障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から当該基準該当障害福祉サービス等に係る金額の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、当該基準該当障害福祉サービス等において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 朝食450円、昼食800円(おやつ代込)、夕食650円

(2) 紙おむつ・紙パンツ代

(3) 日用品費 実費

(4) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付する。
- 5 前3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、富山市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨申し出ること。
- (2) 事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に当該基準該当障害福祉サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等、家族若しくは身元引受人への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(感染症及び衛生管理)

第13条 事業所で使用する備品等は清潔を保持し、日々の清掃や消毒等により、常に衛生管理に留意するものとする。

2. 事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体的拘束等の禁止)

第14条 事業所のサービス提供中において、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

それらの行為は、具体的には次のような行為である。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに、体幹や四肢をひも等で縛ること。
 - ② 転落しないように、ベッドに、体幹や四肢をひも等で縛ること。
 - ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲むこと。
 - ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛ること。
 - ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけること。
 - ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつけること。
 - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用すること。
 - ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せること。
 - ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛ること。
 - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること。
 - ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること。
2. 緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行うにあたっては、その切迫性・非代替性・一時性を検討し、利用者本人や家族に詳細に説明して、確認をとらなければならない。
 3. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
 4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合についても、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には、直ちに解除するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底する。
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等障がい者（児）を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを通報する。

（基準該当障害福祉サービス等を提供する主たる対象者）

第16条 事業所において基準該当障害福祉サービス等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障害者
- （2）知的障害者
- （3）精神障害者

(苦情解決)

第17条 提供した基準該当障害福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

苦情受付窓口 電話：076-483-8811 担当：野入豊光

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設ける。

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 利用者に対する基準該当障害福祉サービス等の提供に関する諸記録を整備し、当該基準該当障害福祉サービス等を提供した日から5年間保存する。

附 則

この運営規程は、平成25年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成31年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和7年4月1日から施行する。